

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 6 年 2 月

※本資料は第 65 回審査会（令和 5 年 9 月 27 日）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 被害者への賠償に係る対応

- 原子力災害の収束には長期間を要し、事業者の営業損害・風評被害は、今もなお発生し続けており、原子力損害賠償の確実な実施をすること。（全国中小企業団体中央会・宮城県中小企業団体中央会）
- 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応がとられてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。（全国市長会、福島県市長会）
- さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。（全国市長会）
- 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。また、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。（全国市長会）
- 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。（全国市長会）

- 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センターを経由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。
(全国市長会)
- 住民や企業等が自ら行った除染費用については、完全賠償等するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会、全国市議会議長会、東北市議会議長会、東北市長会、福島県市長会)
- 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会、東北市長会、福島県市長会)
- 原子力損害の賠償に当たっては、被害の実態に見合った賠償を確実に迅速に行わせること。また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等をはじめ、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。(全国町村会、福島県原子力損害対策協議会、東日本町村議会議長会、東北市長会、福島県市長会)
- 原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。(全国町村会)
- 審査会においては、「第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、引き続き、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、さらには後続訴訟における判決等の調査・分析等を踏まえ、被災地はもとより、福島県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを行うこと。(福島県原子力損害対策協議会、東日本町村議会議長会)
- 「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、東京電力が誠意を持って対応するよう指導すること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。(福島県原子力損害対策協議会)

- 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。(福島県原子力損害対策協議会、東北市長会、福島県市長会)
- 林業に係る営業損害については、確実に賠償するよう、東京電力を強く指導すること。(全国市長会経済委員会)
- 原発事故により生じた直接被害や風評被害等について、迅速かつ確実に賠償させること。(全国町村議会議長会、全国市議会議長会、東北市議会議長会)
- 中間指針第五次追補により自主的避難等に係る損害に対する追加の賠償基準が示されたが、実態に即していないものである。丸森町に隣接する福島県内の市町では「自主的避難等対象区域」として位置づけられ、賠償額も「福島県県南地域及び宮城県丸森町」の2倍の額が示されている。福島第一原子力発電所からの距離が「自主的避難対象区域」と同等若しくはそれ以内に位置する本町が同等の救済が受けられるよう対象区域の見直しを行うこと。(東日本町村議会議長会)
- 東京電力においても、原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実に迅速に行わせること。また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応させること。(東北市長会、福島県市長会)
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による原子力損害賠償紛争審査会中間指針への反映によって確実に迅速に賠償がなされるべきものであることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないように、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に指針として示すこと。(東北市長会、福島県市長会)
- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記した通り将来にわたり消滅時

効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。(東北市長会、福島県市長会)

2. 地方公共団体に係る賠償

- 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。(全国市長会)
- 放射性物質に係る各種検査費用やそれに伴う人件費、風評払拭に向けた取組等の行政費用等について、確実に負担させること。(全国町村会)
- 地方公共団体が事故に起因して負担した行政費用等について、迅速かつ確実に賠償させること。(全国町村議会議長会、全国市議会議長会、東北市議会議長会)
- 自治体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続きを簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。また、自主的避難者の発生に伴う水道使用料金の減収や原子力発電所事故の風評により観光客が減少したことによる公立観光施設における逸失収入について、全て確実かつ迅速に賠償を行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 自治体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 自治体の財物の賠償については、自治体等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。(東北市

長会、福島県市長会)

3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。(福島県原子力損害対策協議会、東日本町村議会議長会、東北市長会、福島県市長会)
- また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応させること。(福島県原子力損害対策協議会、東北市長会、福島県市長会)
- 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求による全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(福島県原子力損害対策協議会、東北市長会、福島県市長会)
- ADRによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても迅速かつ確実な賠償がなされるよう取り組むこと。(福島県原子力損害対策協議会)
- 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知を行うこと。(福島県原子力損害対策協議会、東北市長会、福島県市長会)
- 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(東北市長会、福島県市長会)

4. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

- ALPS処理水の海洋放出に伴う損害について、水産物、水産加工品等の輸出取引の停止、国内市場における取引価格の下落等による被害状況を即時に調査し、賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。また、新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。(全国市長会、東北市長会)

- 原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(全国市長会、福島県原子力損害対策協議会、東北市長会、福島県市長会)
- 風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 原子力事故後には、直接的な損害や間接的な損害が、県内全域の様々な分野で発生した事実を踏まえ、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。(福島県原子力損害対策協議会、東日本町村議会議長会)
- 風評被害が発生した場合は、国が最後まで責任を持ち、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること。(全国町村議会議長会、東日本町村議会議長会)
- 新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任をもって対応すること。(全国都道府県議会議長会、原子力発電関係団体協議会)
- 新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、正確な情報発信はもとより、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業、商工業を始めとする福島県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策を徹底的に講じること。(福島県市長会)

5. 法制度に係る対応

- 更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。(福島県原子力損害対策協議会、東北市長会、福島県市長会)

- 万が一事故が起きた場合には、国は、被害者への賠償を含め、責任を持って対処すること。*(原子力発電関係団体協議会)*
- 福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正を含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。*(原子力発電関係団体協議会)*
- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記した通り将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。*(再掲) (東北市長会、福島県市長会)*